

遠賀町起業支援施設チャレンジショップ 出店者募集要項

1 募集内容

遠賀町起業支援施設内に設置したチャレンジショップの出店者を、次のとおり募集します。

(1) 施設名称

遠賀町起業支援施設チャレンジショップ「P ショップ」

(2) 施設所在地

福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目6番5号（遠賀町起業支援施設内）

(3) 区画

全5区画

区画名	区画面積	使用料(月額)	階数	備考
ノーマルタイプ ①	約 36 m ²	30,000 円	1 階	採光良好
ノーマルタイプ ②	約 72 m ²	30,000 円	1 階	カウンター・金庫室あり
ノーマルタイプ ③	約 42 m ²	30,000 円	2 階	床座部屋あり
ノーマルタイプ ④	約 38 m ²	30,000 円	2 階	採光良好・倉庫あり
スモールタイプ ①	約 10 m ²	10,000 円	1 階	カウンターあり

(4) 区画概要

- ① 各区画は、壁または棚やカウンター（上部開放）で仕切られています。
- ② 水道光熱費は、使用料に含まれています。
- ③ 各区画内で、電源を使用することができます。
- ④ 出店者は、無料で Wi-Fi を使用できます。
- ⑤ 出入口・照明・空調機器は、共用です。
- ⑥ 男子トイレ・女子トイレ・共用トイレ・共用の休憩室兼会議室があります。
- ⑦ 共用の来客用駐車場が、敷地内に 10 台程度あります。

※注意事項

- ① 各区画の施錠はできません。
- ② 各区画内に、給排水設備はありません。
- ③ 各区画内で、火を使った調理はできません。
- ④ 出店および退店に必要な費用は、出店者が負担してください。
- ⑤ 自区画の看板・装飾・商品陳列ケースなどの必要な備品および設備は、出店者で用意してください。
- ⑥ 町が設置する備品や設備以外の持ち込みは、事前に町の承認を得てください。
- ⑦ 商品や出店者が用意した備品および設備などの火災保険は、出店者が加入してください。
- ⑧ 現状復旧できない内装工事はできません。
- ⑨ 施設および設備の構造・機能を損なう内装工事はできません。
- ⑩ 自区画内の清掃は、出店者で行ってください。
- ⑪ 共有部分の清掃は、出店者が分担の上、行ってください。
- ⑫ 自区画で発生したゴミは、出店者が責任を持って管理し、町のルールに従って処分してください。
- ⑬ 施設の開錠・施錠および鍵の管理は、出店者の責任で行ってください。
- ⑭ 鍵の複製および第三者への譲渡などはできません。
- ⑮ 施設内は、敷地も含め禁煙・禁酒とします。
- ⑯ 出店者の駐車場は、原則 1 台のみ使用することができます。(月額 3,000 円)

(5) 募集業種

小売業・製造小売業・サービス業

(飲食物のテイクアウト・雑貨の販売・エステなど)

※注意事項

- ① 飲食店および事務所は、出店できません。
- ② テイクアウトした飲食物を、エントランスホールで飲食することはできません。
- ③ 許認可が必要な業種は、出店までに取得してください。
- ④ 危険物は、販売できません。

- ⑤ 騒音・悪臭・振動ほか、近隣や他の出店者の迷惑となる事業は、出店できません。
- ⑥ 法令・公序良俗に反する事業、政治性または宗教性のある事業は、出店できません。
- ⑦ その他、町が適切でないと判断した場合は、出店できないことおよび退店を求めることがあります。

(6) 出店期間

出店開始から 1 年間（最長 3 年間）

(7) 営業時間

9 時から 21 時の間で、出店者が任意で設定

(8) 定休日

出店者と町で協議の上、統一の定休日（平日）を設定

2 応募要件

以下の条件を、全て満たすものとします。

- (1) 応募時に満 18 歳以上の個人、グループまたは法人であること。
- (2) 町内での新規の出店であること。
- (3) 起業から 3 年以内であること。
- (4) 他の出店者や地域との協調性があること。
- (5) チャレンジショップでの出店後、町内での出店を希望していること。
- (6) 町が主催または共催するイベントなどへ、積極的に参加すること。
- (7) 遠賀町商工会に入会し、積極的に活動へ参加すること。
- (8) 遠賀町起業支援協議会に、事業の状況を定期的に報告すること。

3 応募制限

以下に該当する場合は、応募することができません。

- (1) 町内で既に同業種で出店している場合。
- (2) 公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認める場合。

- (3) 施設・設備などを汚損または破損する恐れがあると認める場合。
- (4) 管理上支障があると認める場合。
- (5) 国税、地方税および使用料などを滞納している場合。
- (6) 暴力団または暴力団員である場合。
- (7) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者である場合。
- (8) 外国人で、永住権や就労ビザがない場合。
- (9) 政治性または宗教性のある事業である場合。
- (10) 特定の主義または主張を行う事業である場合。
- (11) 会社更生法、民事再生法の規定により更生または再生の手続をしている場合。
- (12) その他重大な法令違反がある場合。

4 応募書類

以下の書類を、持参または郵送もしくは電子メールにて提出してください。

- (1) 遠賀町起業支援施設利用許可申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し）
- (4) 会社案内（起業している場合）
- (5) 代表的な商品のパンフレット（起業している場合）
- (6) 税の滞納がないことの証明書
- (7) 許認可が必要な業種は、許認可証の写しなど
- (8) その他町が必要と認める書類

※注意事項

- ① 応募書類は、遠賀町ホームページに掲載しています。
- ② 提出された書類は、返却しません。

5 審査方法

- (1) 「遠賀町起業支援協議会」にて書類審査と面接の上、決定します。

- (2) 審査結果は、書面にて通知します。
- (3) 審査結果に関する問い合わせおよび異議申し立てには、一切応じられません。

6 その他

- (1) 一応募につき、一区画の出店とします。
- (2) 出店開始日は、出店者と町で協議の上、決定します。
- (3) 火災・停電などの自然災害などおよび事故・盗難などによる損害は、町は一切の責任を負いません。
- (4) 出店許可後、一切の権利を第三者に対して譲渡、転賃または担保に供することはできません。
- (5) この募集要項に記載のない事項は、出店者と町で協議の上、決定します。
- (6) ご不明な点は、事前にお問い合わせください。
- (7) チャレンジショップを下見する場合は、事前にご連絡ください。

7 提出・問い合わせ先

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

電話：093-293-8233(直通)

FAX：093-293-0806

Email：sangyou@town.onga.lg.jp